

市有財産への食料及び飲料自動販売機に係る質問書に対する回答

No	項目（ページ数等）	質問内容	回答
1	「市有財産への食料及び飲料自動販売機設置事業者募集要領」 3 ページ 禁止事項	<p>禁止事項に記載されている「ウ 貸与物件を第三者に転貸すること」ですが、物販機（食品）は契約先が補充しますが、飲料水に関しては契約先ではなくオペレーターへ委託して補充する流れになります。</p> <p>これは禁止事項となるのでしょうか。</p>	補充がオペレーターであっても、飲料自動販売機の設置・管理・故障対応等を契約先で責任をもって行っていただけるのであれば、問題ありません。
2	「市有財産への食料及び飲料自動販売機設置事業者募集要領」 10 ページ (2) デザイン	<p>デザインについてですが「施設の内装と調和するデザイン」ですが環境に特化した自販機「CO2 を食べる自販機」を提案したいと考えております。この「CO2 を食べる自販機」はラッピングして設置となります。下記のデザインは、可能になるのでしょうか。</p>	お問合せのデザインについては、特段問題ありません。